

裁判所では、夏期の1か月半の間に他部の人員の応援も要請し、当事者目録、訴訟委任状、委任状の日本語訳文を精査して、不備や齟齬がある点などを指摘するリストを作成しました。これに対して、原発メーカー訴訟の会事務局の八木沼さん、大久保さんを中心として、裁判所の指示への対応や原告の方々への連絡を行っていただいています。一部の原告の方々には、委任状の再提出等のお願ひもしてきました。皆さまのご尽力に改めて感謝いたします。

これらの作業については、10月末までに原告側の対応を完了し、続いて11月中旬に裁判所がこれらの対応分の最終チェックをします。次回の裁判所打ち合わせは12月3日(水)の午後4時からと予定されています。

なお裁判所の指示、要請に対応する上で、今後、次の2つの手続きを行いますので、あらかじめお伝えしておきます。

まず、上記のとおり、委任状の再提出等のお願ひをしている原告のうち、どうしても連絡がつかない方やお返事がいただけない方がいらっしゃいます。これらの原告については、委任状の確認ができないため訴訟の取下げという手続きをとることになるかと思ひます。

次に、本訴訟ではより多くの原告に参加してもらうため、外国語に翻訳された委任状やコピーの委任状が多数使用されましたが、中には弁護団の弁護士の氏名の欠落や誤記がある委任状があります。これを統一するため、裁判所の要請により、弁護団では島弁護士を除く弁護士がいったん辞任届を提出し、改めて島弁護士から復代理人として委任を受けるという手続きをとることといたしました。形式的なことではありますが、ご了承ください。

裁判長によれば、次回打ち合わせ後に第一回口頭弁論期日の指定を行うとのことでした。口頭弁論期日は年明けになると思ひますが、日時と法廷が決定し次第お知らせいたしますので、傍聴席をいっぱいにして裁判所に原告の「本気」を見せましょう！また当日、口頭弁論期日に行われた内容と今後の展開について解説を行う機会を設けますので、こちらもぜひご参加ください。

原発メーカー訴訟弁護団
事務局長 寺田 伸子

2) 訴訟の趣旨と意義

1 はじめに

2011年3月11日の東日本大震災を端緒とする福島第一原発における史上最悪の原発事故、そして未だに収束の見通しさえ立たない甚大なる被害。その被害の発生原因が、原子炉の欠陥にあるとすれば、その製造者である原発メーカーが責任を負うべきは当然のことです。

原発メーカー訴訟は、文字通り、この当然の法律関係を明確にするため、福島第一原発の原子炉を造ったメーカーであるGE、東芝、日立を被告として、原発事故の責任を問う裁判です。しかし、皆さんご存じの通り、本訴訟には、非常に困難な特別な論点と、それ故の画期的な意義があります。

いよいよ裁判が始まろうとする今、改めて本訴訟の論点と意義を確認しておきたいと思ひます。

2 ノー・ニュークス権

まず、本件のような場合、原発メーカーは、製造物責任(PL)法や民法上の不法行為責任を負うはずですが、しかし、原発事故については、原子力損害賠償法(以下「原賠法」)に規定された責任集中制度により、原子力事業者(本件では東京電力)のみが責任を負い、その他はすべて免責とされています。これにより、我々の請求は、通常であれば簡単に棄却判決を言い渡されることとなります。

しかし、原子炉の欠陥や自らの過失によって事故が発生したとしても、原発メーカーは一切の責任を免れるとすれば、それはあまりにも不合理な話です。そんなことがまかり通れば、安全性よりも営利性を重視した原子炉が造られるということにもなりかねません。

そこで、我々は、責任集中制度は憲法に反し、無効であることを主張することにしました。その中心は、責任集中制度が、原子力の恐怖から免れて生きる権利、すなわち「ノー・ニュークス権」を侵害しているという主張です。

例えば、名誉権やプライバシー権は、憲法のどこにも書かれてはいませんが、今や誰もが認める人権です。時代の変化によって新しい人権が必要となった場合には、裁判で、憲法13条の幸福追求権等を根拠とした主張をし、主に人格権の1類型として裁判所がこれを認めることにより、憲法上の人権として定着していくのです。

核兵器のみならず、原発による原子力被害の実態とその深刻さを、度重なる事故により身をもって知ることになった私たちには、もはや原子力の恐怖を甘受しながら生きていかなければならない理由はありません。原子力の恐怖に怯えながら生きていくことを拒絶することは、もはや主義主張や感情ではなく、全世界の人々に認められるべき人権と言うべきです。

そこで、我々は、ノー・ニュークス権を憲法 13 条と社会的生存権を規定する 25 条を根拠として主張することにしました。国に対して、余計なことをするなど主張する自由権としての 13 条と併せて、請求権としての 25 条を入れるのは、原子力の恐怖に晒されることのない政策を求める権利でもあることを意味します。これにより、原発政策をやめろというだけでなく、例えば、遅々として進まない「子ども・被災者支援法」に基づく具体的な政策を要求することもできるのです。

このようにノー・ニュークス権は、今や新しい人権として認められて当然の権利であると同時に、これが認められれば、極めて広い範囲に渡って脱原発運動に大きな力をもたらすことになるでしょう。

3 責任集中制度

原発メーカーを免責する責任集中制度は、驚くべきことに、法律や条約によって、世界中を覆う原子力損害賠償の原則となっています。つまり、原発メーカーは、巨大な利益を約束された上、いかなる責任からも免れて原子炉の製造に専念することができる制度を用意され、これによって世界中に原発体制の増殖を図ろうという仕組みが責任集中制度なのです。

これらのことから、責任集中制度に挑む本訴訟は、原発体制の中核に切り込む闘いであり、世界中の人たちが同じ問題意識を持って合流することができる、正に国際連帯に相応しいテーマを有するものです。本訴訟の被告は、GE、東芝、日立の 3 社のみですが、実質的には世界中の原発メーカーが被告であり、さらに原発体制そのものが相手方だと言っても決して過言ではありません。

非常に困難な訴訟ではありますが、同時に、極めて大きな意義を有する画期的な訴訟です。約 4200 名の原告の皆さんと、今、このような闘いを始められることを喜びながら、弁護団全員、強い使命感を持って臨みたいと思います。

皆様のご協力をお願いいたします。

弁護団長 島 昭宏

3) 原発メーカー訴訟公式ホームページの紹介 <http://maker-sosho.main.jp/>

ホームページは、メーカー訴訟に関する最新情報をアップしています。

- トップのスライドショーは最新の「お知らせ」です。
- 特集記事は「原発メーカー訴訟とは?」「ノー・ニュークス権」「署名キャンペーン」の 3 つです。
- 「署名キャンペーン」は現在も続行中です。東京地裁に「原発メーカー訴訟」について厳正に審査してもらうよう要望書を出しましょう、とオンラインで呼びかけています。まだ、署名をなさっていない方は、お友だちや家族の方を誘って署名にご協力ください。
- 「声欄」には原告の方からのお知らせや意見が載ります。川内原発の再稼働問題、原発ゼロセミナー、署名活動など原告の方々から寄せられた情報をいち早く知ることができます。
- 「資料」欄には「訴状全文」ほか「原賠法とは」、「原発輸出の問題点」、「世界の原発建設一覧」、「福井地裁判決」、「プロメテウスの罠：内部告発者」「アーニー・ガンダーセン『進行中の福島の危機：本当は福島で何が起きているのか』」などの情報がアップされています。ワンストップの資料情報欄を目指していますので、この情報を載せてほしいなどの要望がありましたら、お知らせください。
- 「ムービー」欄には島弁護団長が行ったメーカー訴訟講演ビデオなどがあります。訴訟の解説を映像で観ることができます。

メーカー訴訟の進捗情報や裁判傍聴、学習会、講演会、イベントなどの情報はホームページに掲載します。コメントやご意見は、「コンタクト」欄からお寄せいただくことができます。どうぞ、ご利用ください。

どうぞ、ホームページを定期的に訪れてください!

4) 訴状について - 第1回訴状学習会は 12月3日(水)

第1回訴状学習会

原告と弁護団が顔をあわせる訴状学習会は、原告の皆さまの訴訟への理解を深める良い機会であるとともに、さらに弁護団にとっても新たな訴訟戦略の展開に繋がる可能性もありますから、とても有意義です。

当日は東京地裁との協議もあるので、最新の情報をお伝えできます。原告の皆様、なるべくご参加ください。

地方の方や当日参加できない方、独自に学習会を計画している原告の方々のために、学習会の模様はムービーにして、後日ホームページ上からも観られるようにしたいと思います。

第1回訴状学習会日程

- 日時： 12月3日 18:30 開始 (18:00 開場)
- 会場： スペースたんぼぼ (東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル4F)
- 主催： 原発メーカー訴訟弁護団
- 最寄り駅： JR水道橋駅
水道橋駅西口改札を出て左に向かって歩き、変形6又路の先の鉄建建設ビルの角を曲がって3つ目のビル。徒歩約5分。

冊子「訴状」

1月30日に地裁に提出された訴状は、有志のご尽力により冊子の形で印刷されています。頒布用冊子は1冊500円の廉価版と1冊千円のカラー印刷版の2種類あります。ご注文の方法はホームページ <http://maker-sosho.main.jp/news/1191/> をご覧ください。

訴状の翻訳

日本語の訴状を読めない海外の多数の原告のため、またこの裁判の国際連帯を進めるためにも、訴状の翻訳は喫緊の課題です。英語訳から取りかかりますが、その下訳をして下さるボランティアを現在募集しています。最終的にはネイティブチェックを入れますので、下訳は原文の意味を忠実に拾うことを目的として、英文としての完成度は問いません。多少経験のある方を希望いたしますが、どうか翻訳チームにご参加下さい。一人当たりの分量が多くならないように、多数の方にご参加いただきたいです。

5) 次回の弁護団通信の予定

弁護団事務局では、次回の弁護団通信は第1回口頭弁論前後を予定しています。

次回からは「弁護団紹介」として弁護団一人一人のプロフィールも紹介して行きたいと思います。

徐々に体裁を整えて、充実した内容にして行きたいと考えております。

今後、弁護団より皆さまへのご連絡につきましては、ホームページに掲載することのほか、メールマガジンや郵送でのニュースレターでおこないます。

6) ボランティア、アイデア募集

- 弁護団通信発行にあたって、編集作業、発送作業などのできるボランティアを募集します。
- また今後ポスターやチラシを作る必要がありますので、イラスト、デザインの出来る方、ぜひご連絡ください。
- イベントや講演会のアイデア、お呼びしたい講演者のご希望などもお寄せください。

今後の講演会やイベントなどご要望やボランティアへの応募は同封のハガキの通信欄をご利用ください。

～○～○～○～○～○～○～○～○～○～